

ハローワーク 京都だより

平成26年

9月

No.184 (通巻218号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



9月は
障害者雇用支援月間です

「すてきなパティシエになりたい」
岐阜県 小学校6年

伊佐次 由唯さん

平成26年度障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品
機構理事長 奨励賞 (小学校の部)



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

◆◆◆◆ 障害者雇用支援月間の催し ◆◆◆◆

平成26年9月12日(金)

京都障害者ワークフェア

第1部 障害者雇用優良事業所・優良勤労者等の表彰

第2部 障害者雇用促進セミナー

場 所： グランドプリンスホテル京都
地下2階「プリンスホール及びロビー」
(京都市左京区宝ヶ池)
地下鉄国際会館駅徒歩3分

時 間： 13時30分～16時30分

【主催】 京都労働局・ハローワーク・京都府・京都市・(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構京都障害者職業センター、京都府高齡・障害者雇用支援協会

も
く
じ

障害者雇用支援月間の催し・京都障害者ワークフェア	1
「平成26年度第1回障害者就職面接会」のお知らせ	2
特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を！	3
非正規雇用労働者の正社員転換等キャンペーンの実施について	4
平成27年3月高等学校卒業予定者の採用選考について	5
雇用保険の賃金日額・基本手当日額の変更について	7
高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給限度額の変更について	9
障害者トライアル雇用奨励金の支給要件の変更について	10
労働移動支援助成金のご案内	11
障害者雇用納付金制度について	13
京都府の雇用失業情勢	15

平成26年度 第1回障害者就職面接会



主催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室
京都府・京都障害者職業センター

日時 平成26年9月25日(木)
11:00~17:00

求職者受付開始	11:00~
企業受付開始	11:30~
面接開始	12:00~
面接受付終了	15:00
面接会終了	17:00

会場 国立京都国際会館「イベントホール」
京都市左京区宝ヶ池

● 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約5分

お問い合わせ先

ハローワーク西陣	TEL 075-451-8609
ハローワーク京都七条	TEL 075-341-8609
ハローワーク伏見	TEL 075-602-8609
ハローワーク宇治	TEL 0774-20-8609
ハローワーク田辺	TEL 0774-65-8609
京都障害者職業相談室	TEL 075-341-2626

特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を！

毎年、京都府内の特別支援学校等卒業予定者のうち、100名以上が就職を希望しています。
職場実習を通じて、卒業予定者の雇用をご検討ください。

職場実習とは？

それぞれの企業で、実際の職場体験をさせて頂くことにより、本人の適性・能力を判断するとともに、職業・社会生活に必要な能力や態度を身につけることを目的に実施するものです。

- ☆ 実習期間 2週間を基本とします。(1週間から3週間でも可)
- ☆ 実習時間 実習先企業の勤務時間を基本とします。(勤務時間内の一部でも可)
- ☆ 賃 金 学校教育の一環として実施しますので、賃金の支払は必要ありません。
- ☆ そ の 他 通勤に要する費用、昼食費用は実習生が負担します。
万が一事故が発生した場合は、(独)日本スポーツ振興センターの保険制度が適用されます。
(労災事故とはなりません)

特別支援学校等卒業生は多様な職場に就職し、活躍しています。

物流軽作業、リネン関係洗濯・仕分け・仕上げ、段ボールシート断裁・印刷補助、ホテル接客業、スーパー品出し、製パン補助・販売、調理補助、花卉栽培、一般事務、接客、食器洗浄など

◇ハローワークでは卒業者の就職促進と職業の安定を図るため、関係機関と連携し、様々な訓練や支援の実施、就職後の職場適応指導(アフターケア)を実施しています。

特別支援学校等の卒業予定者の職場実習・雇用についてのご相談、お問い合わせは
最寄りのハローワーク又は京都障害者職業相談室(TEL:075-341-2626)にご連絡ください。

京都府内の特別支援学校等一覧

学校名	所在地	電話	
京都府立校	盲学校	北区紫野花ノ坊町1	075-462-5083
	聾学校	右京区御室大内4	075-461-8121
	向日が丘支援学校	長岡京市井ノ内朝日寺11	075-951-8361
	宇治支援学校	宇治市広野町丸山10	0774-41-3701
	城陽支援学校	城陽市中芦原1-4	0774-53-7100
	八幡支援学校	八幡市内里柿谷16-1	075-982-7321
	南山城支援学校	相楽郡精華町大字山田医王寺1	0774-72-7255
	丹波支援学校	南丹市八木町柴山坊田118	0771-42-5185
	中丹支援学校	福知山市大字私市小字打溝8	0773-32-0011
	舞鶴支援学校	舞鶴市字堀4-1	0773-78-3133
	与謝の海支援学校	与謝郡与謝野町字男山945	0772-46-2770
京都市立校	北総合支援学校	上京区堀川通寺之内上ル2丁目下天神町650-1	075-431-6636
	東総合支援学校	山科区大塚高岩3	075-594-6501
	西総合支援学校	西京区大枝北杵掛1-21-21	075-332-4275
	呉竹総合支援学校	伏見区桃山福島太夫北町52	075-601-9104
	白河総合支援学校	左京区岡崎東福ノ川町9-2	075-771-5510
	鳴滝総合支援学校	右京区音戸山山ノ茶屋町9-2	075-461-3221
国立大学法人	京都教育大学附属 特別支援学校	伏見区深草大亀谷大山町90	075-641-3531

☆特別支援学校：学校教育法の一部を改正する法律(平成19年4月1日施行)により特別支援学校制度(従来の盲学校、聾学校及び養護学校)が創設されました。

非正規雇用労働者の 正社員転換等の促進について

～雇用管理改善・正社員転換促進等キャンペーンの実施～

最近の雇用情勢は、京都府内の有効求人倍率が3か月連続で1倍を超え、人材確保が困難な業種が広がっているところです。

一方、平成24年の就業構造基本調査によれば、京都府内における非正規雇用の割合は、41.8%と沖縄県、北海道について高くなっています。

これは、多様な就業形態を希望する労働者のニーズにより増加した面もありますが、望んでも正社員になれずやむを得ず非正規労働者として働く者も増加しているところです。

このようなことから、労働行政における更なる取組と併せ、事業主の皆さまにおかれましても、正社員を希望する非正規労働者の正社員転換をはじめ雇用管理改善に向けた取組をすすめていただくことが重要だと考えております。

このため、京都労働局は、平成26年9月末までを「雇用管理改善・正社員転換促進等キャンペーン」期間として事業主の皆さまに対し、協力要請を集中的に実施いたします。

以下の項目について見直すことのできるものはありませんか？ (雇用管理改善チェック項目)

項目	見直しの観点
①評価・処遇制度	・能力・プロセス・成果に対する納得性のある評価がされているか ・労働に見合った処遇となっているか ・希望に応じた配置となっているか
②人材育成制度	・労働能力の向上を図ることができるか ・自己啓発が支援されているか
③業務管理・組織管理	・何でも言える風土、改善改革の風土があるか ・経営情報に関与、会社のビジョン共有ができているか ・責任ある仕事を任せ裁量性が高いか
④人間関係管理	・上司、同僚との適切な人間関係、円滑なコミュニケーションができているか ・上司が気軽に話せる体制になっているか
⑤福利厚生	・仕事以外で恩恵を受けられることがあるか ・利用できる福利厚生施設等があるか
⑥労働条件	・過重労働がないか(労働時間が適度であるか) ・休暇は取りやすいか・労働に見合った賃金となっているか ・非正規雇用社員の正規雇用化をすすめているか
⑦労働環境	・身体・精神の健康を守るか ・メンター制度を導入しているか
⑧仕事と家庭の両立	・仕事と家庭を両立させやすい職場環境か ・柔軟な勤務時間体制がとれるか ・育児中の短時間勤務や復帰支援などがあるか

平成27年3月高等学校卒業予定者の 採用選考開始日は、 9月16日(火)!!

1 新規高等学校卒業予定者の求人確保にご協力を!!

平成27年3月高等学校卒業予定者の求人申込につきましては、ハローワークでの受付を6月20日から、また学校での受理を7月1日からそれぞれ開始しています。

本年7月末の学卒求人の受付状況につきましては、景気の回復等を背景に、昨年より大幅に増加しているところですが、就職希望の生徒に少しでも多くの求人を提供し、就職の機会が得られるよう、ハローワークでは引き続き、職員一丸となって求人確保に努めてまいります。

つきましては、事業主の皆さまには、より一層のご理解を賜り、一人でも多くの求人申込をいただきますようお願いいたします。

2 応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考の実施を!!

新規学校卒業予定者の就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。

一方、企業にとっても、新規学校卒業者は、長期的に企業活動を支えることを期待されている人材であり、その採用は重要な意義をもつものです。

企業においては、採用方針や採用基準をもとに採否を決定する自由が認められていますが、採用選考時に何を聞いてもよい、何を書かせてもよいというものではありません。

したがって、採用選考するに当たっては、基本的人権が侵されることなく、公正な採用基準を確立していただきますようお願いいたします。

また、新規学校卒業者は成長過程にあり、表面的な成績にとらわれることなく潜在的な能力や採用後の教育訓練等も含めて、積極的に本人の適性・能力を見いだしていただきますよう十分考慮してください。

応募・採用選考について

- ☆ 9月5日以降に高等学校から応募書類(近畿高等学校統一用紙)が送付されます。
- ☆ 9月16日以降に採用選考を実施してください。

選考に当たっての基本的な考え方

- ☆ 本人の適性と能力が作業遂行能力に適合するかどうか。
- ☆ 応募者の基本的人権が尊重される中で行われること。

複数応募について

☆ 高等学校卒業者における応募・推薦につきましては、平成18年度から京都府内では10月16日から「1人2社」の複数応募が可能となっています。

具体的な選考について

☆ 職務に対する適性・能力に沿った公正な採用基準を確立すること。

☆ 採用基準に沿った公正な評価を行う選考方法、選考体制を確立すること。

- **学 科 試 験** 採用職種の作業遂行に必要な知識をもっているかどうか判断する必要がある場合に限り実施してください。
- **作 文** 特に文章による表現力が必要とされている職種に限り実施し、その課題は客観的に判断できるものとしてください。
- **選考時の健康診断** 作業遂行能力の有無に必要な不可欠な場合以外は実施しないでください。
※労働安全衛生規則第43条に規定された「雇入時の健康診断」は採用後の適正な人材配置及び従業員の健康管理に役立てるために実施するものであり、採用選考時に実施して応募者の採否を決定するためのものではありません。
- **面 接** 質問の目的を明確にし、面接担当者が客観的に評価できる基準や方法を事前に確立するとともに、質問事項を統一しておいてください。
- **適 性 検 査** 適性検査の目的は、従業員の職場配置や教育訓練に必要なデータを得ることにあります。単に優劣や順序をつけるためだけに適性検査を実施することのないようにしてください。検査結果を絶対視せず、面接時の結果と併せて総合的に評価してください。
- **身 元 調 査** 内定後を含めて絶対に行わないでください。

採否結果等の連絡について

☆ 原則として3日以内(遅くとも7日以内)に高等学校へお知らせください。

(本人あて直接送付しないでください。不採用の場合は、その理由を具体的に明記し、応募書類とともに高等学校へ送付してください。)

☆ 入社承諾書は、学校を通じて本人から提出することとしていますので、ご承知ください。

なお、京都府内の高等学校では、統一した「入社承諾書」を使用していますので、必要な場合は高等学校に請求してください。

3 入社時の提出書類等の管理について

採用内定を行うことは、労働契約締結の出発点です。

したがって、事業主と採用内定者は、労働契約の締結という観点に立って意思の疎通を図っておくことが必要です。

事業所では、採用内定者に種々の書類を求められる場合もあると思います。しかしながら、従来から使用されていた社用紙(従業員調書、身元保証書、身上書等)を問題意識を持たないまま、単に過去の習慣から使用、提出を求めている例がいまだに見られます。基本的人権を尊重する観点から、今一度、再点検をお願いします。

お問い合わせ先：各ハローワークへ

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になりました ～平成26年8月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」^{※1}に基づいて「基本手当日額」^{※2}を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成25年度の平均定期給与額が前年比で約0.2%減少したことから、上限額・下限額ともに若干の引き下げになりました。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が減額になる場合があります。対象になる方には、平成26年8月2日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせしています。

- ※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。
- ※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、次頁をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	12,810	12,780	6,405	6,390(▲15)
30～44歳	14,230	14,200	7,115	7,100(▲15)
45～59歳	15,660(※)	15,610	7,830(※)	7,805(▲25)
60～64歳	14,940	14,910	6,723	6,709(▲14)

(※)平成26年6月18日に毎月勤労統計の過去の実数値が訂正されたことに伴い、賃金日額の上限額15,650円、基本手当日額の上限額7,825円に訂正しておりますが、受給者への影響に鑑み、従来通りの額を支払うこととしています。

【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(12,780円)が適用されますので、平成26年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,390円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,310	2,300	1,848	1,840(▲8)

○**基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,848円から1,840円になります。**

お問い合わせ先：各ハローワークへ

○基本手当日額の計算方法

賃金日額(w円)	給付率	基本手当日額(y円)
◆離職時の年齢が29歳以下(※1)		
2,300円以上4,600円未満	80%	1,840円~3,679円
4,600円以上11,650円以下	80%~50%	3,680円~5,825円(※2)
11,650円超12,780円以下	50%	5,825円~6,390円
12,780円(上限額)超	—	6,390円(上限額)
◆離職時の年齢が30~44歳		
2,300円以上4,600円未満	80%	1,840円~3,679円
4,600円以上11,650円以下	80%~50%	3,680円~5,825円(※2)
11,650円超14,200円以下	50%	5,825円~7,100円
14,200円(上限額)超	—	7,100円(上限額)
◆離職時の年齢が45~59歳		
2,300円以上4,600円未満	80%	1,840円~3,679円
4,600円以上11,650円以下	80%~50%	3,680円~5,825円(※2)
11,650円超15,610円以下	50%	5,825円~7,805円
15,610円(上限額)超	—	7,805円(上限額)
◆離職時の年齢が60~64歳		
2,300円以上4,600円未満	80%	1,840円~3,679円
4,600円以上10,490円以下	80%~45%	3,680円~4,720円(※3)
10,490円超14,910円以下	45%	4,720円~6,709円
14,910円(上限額)超	—	6,709円(上限額)

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$

※3 $y = (-7w^2 + 126,440w) / 117,800$, $y = 0.05w + 4,196$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	5,840	5,825(▲15)
60~64歳	4,729	4,720(▲9)

◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	1,752	1,747(▲5)
60~64歳	1,418	1,416(▲2)

お問い合わせ先：各ハローワークへ

の受給者の皆さまへ

平成26年8月1日から支給限度額等が変更になりました。
皆さまへの給付額が変わる場合があります。

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に行われる賃金日額の変更に伴い、上記給付の支給限度額も変更になります。

高年齢雇用継続給付（平成26年8月以後の支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 341,542円(※) → **340,761円**

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(340,761円)以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、**340,761円－(支給対象月に支払われた賃金額)**が支給額となります。

(※)平成26年6月18日に毎月勤労統計の過去の実数値が訂正されたことに伴い、支給限度額341,538円に訂正しておりますが、受給者への影響に鑑み、従来通りの額を支払うこととしています。

- **最低限度額** 1,848円 → **1,840円**

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- **60歳到達時等の賃金月額**

上限額 448,200円 → **447,300円**

下限額 69,300円 → **69,000円**

60歳到達時の賃金が上限額以上(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

育児休業給付（初日が平成26年8月1日以後である支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 上限額(支給率67%) 286,023円 → **285,420円**

- **支給限度額** 上限額(支給率50%) 213,450円 → **213,000円**

介護休業給付（初日が平成26年8月1日以後である支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 上限額 170,760円 → **170,400円**

お問い合わせ先：各ハローワークへ



「障害者トライアル雇用奨励金」の 支給要件を変更しました

「障害者トライアル雇用奨励金」とは、障害者を一定期間、試行的に雇い入れた場合に助成するものです。障害者の適性や業務遂行の可能性を見極め、相互理解を深めることにより、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。この奨励金を利用しやすくするため、4月1日から支給要件を見直しました。

<主な変更点>

- ◆現在障害者を雇用している事業主でも、奨励金の対象となります。
- ◆継続雇用する労働者^{*}への移行を前提としてトライアル雇用を実施していただきます。
※雇用保険の一般被保険者となる方で、1年を超える期間の雇用が見込まれる方
- ◆ハローワーク以外の民間職業紹介事業者^{*}の紹介による雇入れも対象となります。
※厚生労働省職業安定局長が定める要件に合意した事業所。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

対象障害者 次の①または②に該当する方

- ① 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者
(障害者雇用促進法 第2条第3号、第5号、第6号に該当する方)
- ② ①以外の障害者で以下のいずれかに該当する方
 - ・紹介日に、就労経験のない職業に就くことを希望する方
 - ・紹介日前2年以内に、2回以上の離職・転職を繰り返している方
 - ・紹介日前に、離職している期間が6か月を超えている方

[障害者短時間トライアル雇用は精神障害者又は発達障害者で雇入れ時に週の所定労働時間を10時間以上20時間以上未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中にこれを20時間以上とすることを希望される方。]

雇用期間 原則3か月間

(精神障害者については、3か月以上12か月以内の期間を定めることも可能)
[障害者短時間トライアル雇用は3か月以上12か月以内]

支給額 月額4万円(最大3か月)

※精神障害者について3か月以上12か月以内の期間を定めた場合も奨励金の支給は3か月が限度 [障害者短時間トライアル雇用は、月額2万円(最大12か月)]

他にも要件があります。

お問い合わせ先：最寄りのハローワーク 又は 京都障害者職業相談室 (☎ 075-341-2626) へ

ご存じですか？ 労働移動支援助成金

事業規模の縮小などに伴い離職を余儀なくされた従業員に対し、再就職の支援や、その受入れを行う事業主に助成金を支給します。

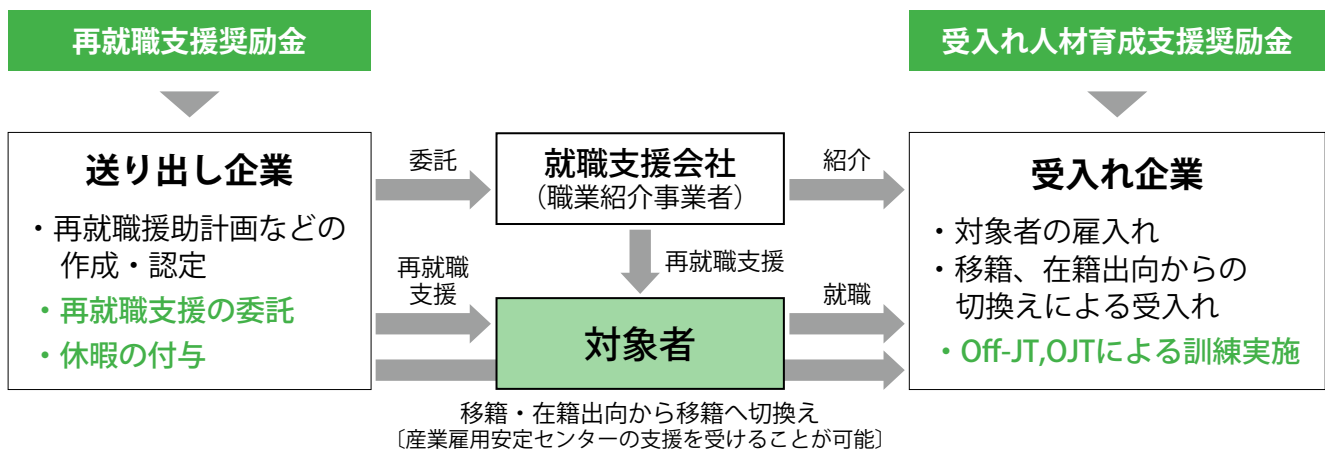
転職させる企業(送り出し企業)だけでなく、転職者を受け入れる企業(受入れ企業)にもメリットのある助成金です。離職を余儀なくされた労働者の雇用の安定のために、ぜひ、この助成金をご利用ください。

<助成金の内容>

労働移動支援助成金	助成内容
再就職支援奨励金	・ 離職する従業員の再就職支援を就職支援会社*に委託した場合に助成(再就職支援委託時と再就職実現時に支給) ・ 求職活動のための休暇を与えた場合に助成(再就職実現時に支給)
受入れ人材育成支援奨励金	再就職援助計画の対象者や移籍者、在籍出向からの移籍者などを受け入れ、訓練を行った場合に助成

※ この場合の就職支援会社とは、都道府県労働局に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出した職業紹介事業者です。

<制度の概要>



詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお尋ねください。

「労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042777.pdf>

「労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金)のご案内」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038714.pdf>

「離職する従業員の再就職を援助するために～「再就職援助計画」のご案内～」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038711.pdf>

お問い合わせ先：各ハローワーク 又は 京都労働局助成金センター (☎ 075-241-3269) へ

再就職支援奨励金

＜再就職支援＞

(1) 支給額

就職支援会社に再就職の支援を委託した時と、再就職が実現した時に支給します。

	大企業	中小企業
再就職支援委託時	10万円 ^{*1}	
再就職実現時 ^{*2}	委託費用 ^{*3} × 1/2 - 10万円 (委託費用 × 2/3 - 10万円) ^{*4}	委託費用 ^{*3} × 2/3 - 10万円 (委託費用 × 4/5 - 10万円) ^{*4}

- ※1 支援委託時に支給申請が可能。ただし、実際に委託費用を支払っていることが支給の要件。
委託費用が20万円に満たない場合の支給額は、「委託費用×1/2」
- ※2 離職から6か月以内(45歳以上は9か月以内)に再就職が実現した場合
- ※3 下記(2)の訓練加算、グループワーク加算がある場合、委託費用は、「委託総額-訓練加算-グループワーク加算」
- ※4 ()内は、45歳以上の対象者の場合

(2) 上乗せ支給額

次の場合には、上乗せして支給します。

	大企業	中小企業
訓練加算	訓練の実施を委託した場合、月6万円を上乗せ(上限3か月)	
グループワーク加算	3回以上のグループワークを実施した場合、1万円を上乗せ	

※ 上記(1)(2)の支給申請(合計)は、対象者1人当たり60万円、1年度1事業所につき500人分が上限です。

＜休暇付与支援＞

在職中から円滑な求職活動が行えるよう、休暇を付与した場合に支給します。

	大企業	中小企業	備 考
休暇付与	4,000円/日	7,000円/日	対象者1人当たり90日分、 1年度1事業所につき500人分が上限

- ・再就職支援、休暇付与支援のどちらか一方でも支給申請できます。
- ・休暇付与支援は、就職支援会社に再就職支援を委託しなかった場合でも支給申請できます。

受入れ人材育成支援奨励金

転職者を受け入れ、訓練(Off-JT または Off-JT + OJT)を実施する場合に支給します。

＜支給要件＞

- ① 再就職援助計画などの対象者を離職日から1年以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れた
- ② 移籍により、移籍元事業主での離職日から6か月以内に、期間の定めのない労働者として受け入れた
- ③ 在籍出向から6か月以内に移籍に切り換えて、期間の定めのない労働者として受け入れた

Off-JT		
賃金助成	対象者1人1時間当たり800円	・ 上限：1人当たり1,200時間/年 ・ Off-JTの時間数：全体の1割以上
経費助成	訓練経費の実費相当額(上限30万円)	
OJT		
実施助成	対象者1人1時間当たり700円	・ 上限：1人当たり680時間/年 ・ OJTの時間数：全体の9割以下

※ 1年度1事業所当たり5,000万円が支給の上限です。

事業主の皆さまへ

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、**障害者雇用納付金を納付する必要があります。**
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月～28年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から申告・納付開始までのスケジュール

	～平成27年3月	平成27年4月～平成28年3月	平成28年4月～
適用対象となる事業主の範囲	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が100人を超える事業主	申告・納付開始



納付金の申告では…

- ・ 申告対象期間(=申告の前年度)の各月における
- ① 常時雇用している労働者数
- ② 雇用障害者数
- ③ 雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では…

- ・ 上記①②③のほか、雇用障害者の
- ④ 源泉徴収票(写)
- ⑤ 障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。

ご準備ください!



障害者雇用について早めの取組等をお願いいたします。

障害者雇用の取組については、次頁のお問い合わせ先をご確認ください。

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金（「調整金」）、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

◆ 障害者雇用納付金制度の概要

納付金の徴収
1人あたり月額50,000円（注）

常時雇用する労働者数が**200人**を超える事業主は、

- **納付金の申告が必要**
※法定雇用率（2.0%）を達成している場合も申告が必要です
- 雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

独立行政法人
高齢・障害・求職者
雇用支援機構

平成27年4月から
100人になります。

調整金の支給
1人あたり月額27,000円

常時雇用する労働者数が**200人**（※）を超え、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

報奨金の支給
1人あたり月額21,000円

常時雇用する労働者数が**200人**（※）以下で、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

在宅就業障害者特例調整金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

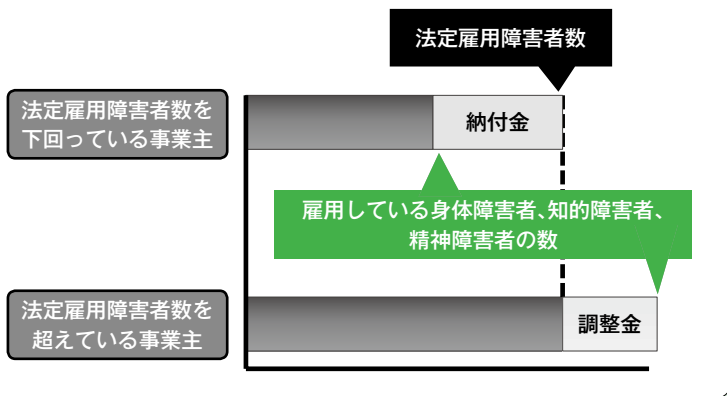
在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨金支給申請対象事業主に対し、支払い総額に応じた額を、申請に基づき支給

各種助成金の支給

障害者を雇い入れたり、雇用を継続するために職場環境の整備等を行う事業主に対し、申請に基づき費用の一部を助成

（※）平成27年4月から「100人」となります。



（注）

- 常時雇用する労働者数が**200人を超え300人以下**の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
 - 常時雇用する労働者数が**100人を超え200人以下**の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が**1人あたり月額「5万円」から「4万円」**に減額されます。

お問い合わせ先

- **障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。**
・ 管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。
- **障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい**
・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) をご覧いただくか、最寄りの高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。
- **障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい**
・ 最寄りの障害者職業センターにお問い合わせください。
※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。

京都府の雇用失業情勢

～有効求人倍率が1.07倍で平成3年6月以来23年1か月ぶり～

● 平成 26 年 7 月内容 ●

平成 26 年 8 月 29 日
京都労働局職業安定部

【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、前年同月比+0.8%と堅調に増加しているが、一部の地域や製造業で減少が続いている。有効求職者数、雇用保険受給者数は大幅な減少が続いている。

平成26年7月の有効求人倍率(季節調整値)は、前月より0.03ポイント上昇し1.07倍となった。

以上のことから、**京都府内における雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる**と判断している。

【求人・求職の動向】

(1) 有効求人数(季節調整値)は、51,364人と前月に比べ2.1%増加した一方で、有効求職者数(同)は、48,125人と前月に比べ1.0%減少した。

(2) 有効求職者数(原数値)は、49,472人で前年同月比6.9%減少した。

新規求職者数(原数値)は、10,809人で前年同月比8.1%減少した。内訳は、一般が7,372人で同10.2%減、パートは3,437人で同3.3%減となった。新規常用求職者(パートを除く。)の構成比をみると、在職者26.2%、離職者63.8%(うち事業主都合17.1%)、無業者10.1%である。

なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比26.3%減少している。

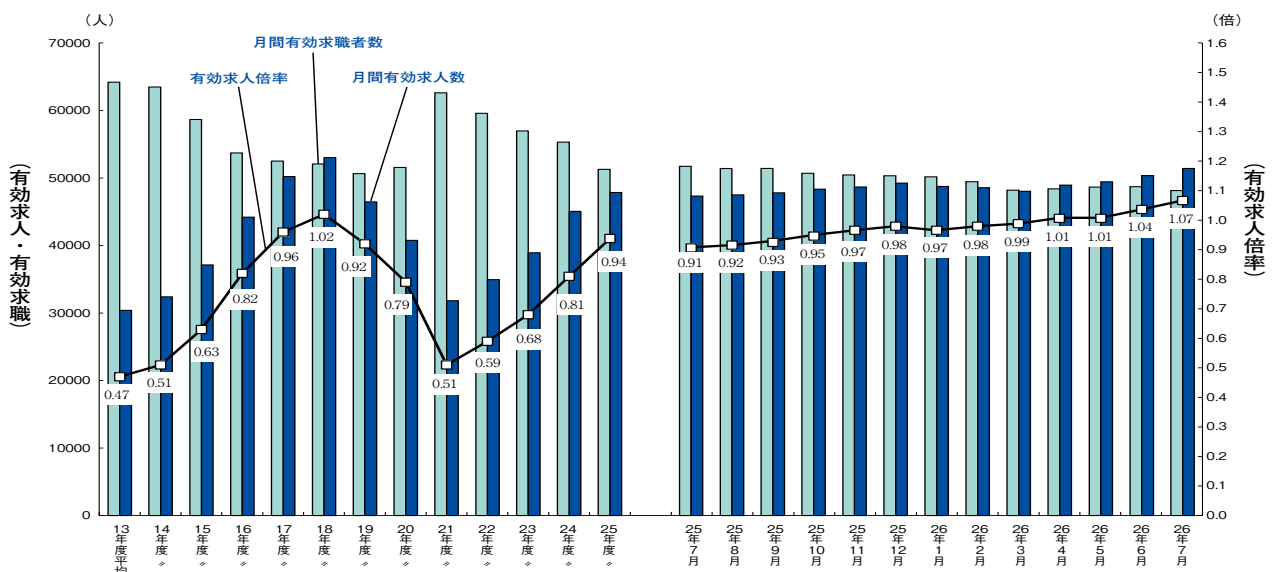
(3) 有効求人数(原数値)は、49,695人で前年同月比8.9%増加した。

新規求人数(原数値)は、19,492人で前年同月比7.3%増加した。内訳は一般が11,195人で同1.1%増加、パートは8,297人で同17.0%増加した。新規求人数を主要産業別にみると、製造業が前年同月比18.9%増、卸売業、小売業が同15.3%増、宿泊業、飲食サービス業1.8%増、教育、学習支援業90.8%増、サービス業33.1%増となった。

一方、建設業は2.2%減、情報通信業は同22.9%減、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業が22.5%減、生活関連サービス業、娯楽業が6.5%減、医療、福祉2.1%減となった。

(4) 就職件数は、3,654件で前年同月比6.3%減少した。内訳は、一般が2,083件で同4.4%減、パートは1,571件で同8.8%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、904件で同7.0%減少した。

求人・求職・求人倍率の状況



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成25年12月以前の数値は、平成26年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。